

平成29年度堺市学習と居場所づくり支援事業

事業概要

生活困窮者自立支援法に基づき、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯、生活保護受給世帯の高校生等の子どもに対し、将来の自立に向けた相談支援を行うとともに、居場所(Litto)の支援の提供により、学習習慣を身につけるための支援(学習支援)と社会性を育む支援(社会性支援)を行う。

新規利用者を効果的に開拓するための改編

- 1 生活保護世帯の利用促進を目的とした、学校へのアプローチ
- 2 事業の利用促進を目的とした、居場所の増設

効果的な支援を行うための改編

- 3 Littoにおける学習支援と社会性支援を充実させるための環境整備
- 4 定時制生徒のためのLitto(日中)における支援の充実

平成28年度と平成29年度の変更点

<平成28年度>

- 1 人員体制
 - 巡回支援員(常勤):2名
 - 居場所支援員兼責任者(常勤):1名
- 2 Litto開催
 - 3か所【夜間】:月4回
 - 1か所【日中】:月2回
 - 1か所につき1部屋で実施



<平成29年度>

- 1 人員体制
 - 巡回支援員(常勤):3名
 - 居場所支援員兼責任者(常勤):1名
 - 居場所支援員(非常勤):3名
- 2 Litto開催
 - 4か所【夜間】:月4回
 - 1か所【日中】:月4回
 - 1か所につき2部屋で実施